

漁港施設個別施設計画

令和4年3月

佐賀県農林水産部農山漁村課

目次

I 概要

(1) 対象施設の概要	1
(2) 対象施設の設定	1
(3) 対象施設の種別・工種	1
(4) 対象施設の現状	2
(5) 計画期間	2

II 優先順位の考え方

(1) 施設の健全度評価	2
(2) 優先度の設定	2

III 個別施設の状態

(1) 漁港施設	3
----------	---

IV 対策の内容等

(1) 対策の内容	3
(2) 対策の実施時期・対策費用	3

I 概要

(1) 対象施設の概要

漁港漁場整備法(旧漁港法)に基づき整備された漁港施設のうち、佐賀県が管理する漁港施設を対象とする。

(2) 対象施設の設定

本計画の対象とする施設は、漁業活動に資するための外郭施設、係留施設、輸送施設に区分される140施設とする。

佐賀県が管理する漁港(玄海圏域:4漁港、有明海圏域:1漁港)は以下のとおり。

漁港名	所在地	漁港の種類	漁港指定日
高串漁港	唐津市肥前町	第3種	昭和26年9月7日
呼子漁港	唐津市呼子町	第3種	昭和26年5月28日
唐房漁港	唐津市唐房	第2種	昭和28年5月28日
名護屋漁港	唐津市鎮西町	第2種	昭和26年9月7日
福所江漁港	佐賀市久保田町 小城市芦刈町	第1種	昭和53年12月6日

本計画策定時点で整備中の施設や、計画策定後に新たに整備された施設については、既に計画に位置づけられている施設との取扱いや整合性に留意のうえ、巡視・定期点検の結果を踏まえながら、適宜、現行計画又は次期計画の対象施設として位置づけるものとする。

(3) 対象施設の種別・工種

			高串	呼子	唐房	名護屋	福所江	計
基本 施設	外郭施設	防波堤	7	2	4	2		15
		突堤			1			1
		導流堤			2			2
		護岸		1	4	9		14
		岸壁	3	1	3	8		15
	係留施設	栈橋	3		1		11	15
		浮栈橋	1	1		2		4
		物揚場	8	7	4	7	5	31
船揚場		3		2	1	2	8	
機能 施設	輸送施設	道路	6	5	5	6	6	28
		橋梁	1		1	4	1	7
計			32	17	27	39	25	140

(4)対象施設の現状

本県における漁港施設は、整備後約30年以上経過している施設が多く、中にはさらに古い施設も存在し、今後ますます施設の老朽化が進行する状況にある。

(5)計画期間

本計画での計画期間は令和12年度までの10年間とする。

なお、計画見直しが必要な場合は随時見直しを行うこととする。

II 優先順位の考え方

将来にわたって漁港施設を機能の効果的かつ効率的に保全し利用していくため、①計画の作成・②点検・③健全度評価・④維持管理対策といったメンテナンスサイクルに基づき、予防的な維持管理・更新等の対策を計画的に実施していくことで施設の長寿命化に努め、点検結果をもとに健全度を評価し、施設の劣化度、重要度を考慮して優先度を決定し、施設全体に係る費用の平準化を図っていく。

(1)施設の健全度評価

県が管理する漁港施設の点検は、日常点検(巡視等)及び定期点検(10年に1回)を行い、定期点検時には施設の詳細な状況を把握し、施設の健全度を診断する。

また、日常、定期点検の他、異常な高潮や台風及び大規模地震が発生した際には巡視により緊急的な点検を実施し、必要に応じて施設の健全度の診断を行うこととする。

○施設における健全度(「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」(H27.5改定))

健全度	施設の状態
A	主要部に著しい老朽化が発生し、施設の性能が要求性能を下回る可能性がある状態。
B	主要部に老朽化が発生し、性能の低下が認められ、予防的対策を施さないと将来要求性能を下回る恐れがある状態。
C	軽微な老朽化が発生しているものの、施設の性能にかかわる老朽化は認められず、性能を保持している状態。
D	施設の老朽化は認められず、十分な性能を保持している状態。(当面、性能の低下の可能性がない状態。)

(2) 優先度の設定

点検・診断結果に基づいて、効率的な維持修繕が図られるよう、施設重要度、漁港重要度、施設の健全度の他、漁港間の整備水準、利用者、第3者への影響度などを総合的に勘案し、客観的な判断に基づき決定する優先度は以下のとおり。

対策優先度の基準

対策の優先度	判断基準
優先度①	健全度 A
優先度②	健全度 B
優先度③	健全度 C
優先度④	健全度 D

Ⅲ 個別施設の状態

本計画の策定にあたって実施した点検・診断により把握された漁港毎の施設優先度については、以下のとおりである。

漁港施設

(単位：施設)

漁港名	優先度①	優先度②	優先度③	優先度④
高串漁港	16	9	4	3
呼子漁港	1	5	9	2
唐房漁港	3	9	14	1
名護屋漁港	11	16	12	0
福所江漁港	9	4	4	8

Ⅳ 対策の内容等

(1) 対策の内容

点検・診断結果に応じてコンクリート部材、鋼材等の部材において各々効率的、効果的な対策を施し、機能の保全や耐久性等の回復を図っていく。

また、対象施設については、定期的な維持修繕・点検を実施する。

(2) 対策の実施時期・対策費用

実施時期は、施設の健全度及び保全対象の優先度を総合的に判断して計画的に行う。

○計画期間中の対策費用概算

(単位:百万円)

			実施期間(R3~R12)
基本 施設	外郭施設	防波堤	625
		突堤	0
		導流堤	0
		護岸	12
		岸壁	528
	係留施設	栈橋	739
		浮栈橋	0
		物揚場	211
		船揚場	0
機能 施設	輸送施設	道路	1,026
		橋梁	159
計			3,300

※ 上記の金額は概算値であり、実際の予算や事業費等とは異なる
また、計画期間内の改修・更新の予定は上表のとおりとなるが、進捗状況により計画の見直しを行う。

○ 県管理漁港位置図

